

障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の 策定について

1 計画の策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和 3 年 5 月には「障害者差別解消法」の施行後 3 年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和 2 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害者を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障害者やその家族等に対しても支援が必要となっています。

こうした中、本市では、令和 2 年度に策定した「福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」において、「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を基本理念に、障害のある人が、住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立した生活を送ることができるまちづくりを推進してきました。

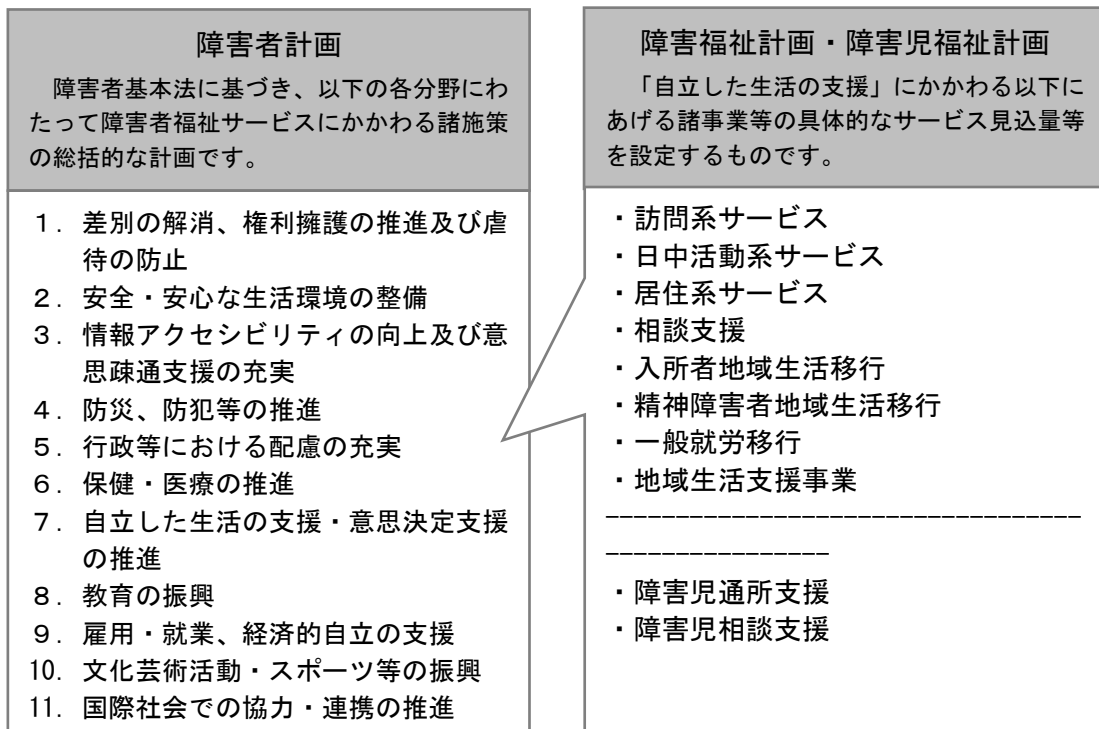
「福生市障害者計画・第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画」の計画期間が令和 5 年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和 5 年度を初年度とした「福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を策定します。

2 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけ

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
都	東京都障害者・障害児施策推進計画（令和6年度～令和8年度）		
福生市	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



3 市町村における成果目標の見直し事項

NO	項目	見直し事項
1	施設入所者の地域生活への移行	○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ○精神病床における1年以上入院患者数 ○精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
3	地域生活支援の充実	○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ・ <u>強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</u>
4	福祉施設から一般就労への移行等	○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ○ <u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</u> ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
5	障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
6	相談支援体制の充実・強化等	○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ○ <u>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</u>
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

4 主な活動指標

NO	項目	主な活動指標
1	施設入所者の地域生活への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○日中活動系サービスの利用者数、利用時間数 ○居住系サービスの利用者数
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 ○保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者
3	地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数
4	発達障害者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数 ○ペアレントメンターの人数
5	障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児通所支援サービスの利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数
6	相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数